

justax

No.23

JUN'95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

いま変わる! 共働き主婦への財産分与

離婚に伴って財産分与を行うと、不動産を受け取った側は課税されず、手放した側が課税されるというのが従来の課税実務でしたが、これを大きく変える明るいニュースです（平成6年3月30日判決）。

◎X男は35年連れ添った妻A子と離婚することとなり、裁判上の和解が成立したことに伴い和解条項に従ってX男名義の宅地の半分を分筆し、昭和63年12月20日、A子への土地所有権移転登記を終えました。

平成元年、X男は課税庁の指導によりこの土地をA子に譲渡したとして、居住用財産の3,000万円特別控除の規定を適用し、分離長期譲渡所得の金額を25,411,000円として、いったん確定申告をしたものの、翌年2月20日、改めて分離長期譲渡所得の金額を零円とする更正の請求をしました。しかし、原処分庁から更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたので、審査請求に至りました。

この宅地は建物付の分譲地として昭和31年7月11日に購入も登記もX男名義で行われましたが、その取得資金874,174円には、夫婦を連帯債務者とする住宅金融公庫からの借入金540,000円と、A子の母からの借入金100,000円及び夫婦共有の手持預金200,000円等が充てられたものです。

この建物は夫婦がほぼ半分ずつの資金を調達して昭和47年全面改装し、同48年9月26日、真正なる登記名義の回復により夫婦の持分を各2分の1とする所有権の一部移転登記をしていますが、これは登記名義を実態に合わせて共有にすれば課税関係は生じないとする税務職員の指導に従ったものです。なお、土地について共有とする登記をしなかった理由について、X男は「自己の単独所有を自認したのではなく、差し当たって課税関係が生じないとの判断に

基づくものであった」と主張し、A子は「その当時は男性名義にするのが常識的であったため」と答述しているのが興味深いところです。

X男は更正の請求に際し、この所有権移転登記は、離婚訴訟に基づく和解によるものであり、慰謝料に相当するものであるとしていますが、A子は審判所に対しこれは慰謝料ではなく、夫婦共同で取得した土地を清算したものであると主張しています。Xら夫婦はともにU市の教員として長年勤務し、収入も同程度、生活費は双方が同程度の金額を出し合っていていました。また、金銭管理は妻の仕事となっていましたので、借入金の返済に当たっては妻が毎月元本2,500円に利息を加えた現金を銀行に持参し振込送金していたという事実があります。

◎課税庁は、連帯債務者となっている事実があるとしても、離婚訴訟でX男本人が主張しているように、土地建物の取得資金の大部分はX男の稼得に基づくものと主張しましたが、審判所は連帯債務の返済割合につき夫婦間で合意がなく、その事実を明らかにする証拠もないので、夫婦が等しく負担したものとみるほかはないと認めた結果、その借入金で取得したこの宅地は登記上の名義にかかわらず、夫婦間では共有物との認識であったと判断し、離婚を機会に共有土地を分割して清算したものとみるのが相当であって、扶養料や慰謝料ではないから、譲渡所得は発生しないという画期的な判断を下しました。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)